

市営建設工事に係る現場代理人に関する取扱いについて

市営建設工事に係る現場代理人については、市営建設工事請負契約別記第10条第2項において、原則として工事現場に常駐することと定めていますが、以下のとおり一定の要件を満たす工事において、現場代理人の2件の工事の兼務を認めます。

記

1 現場代理人の兼務を認める条件

受注者は、次のいずれにも該当する工事において、2件の工事現場で現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、低入札価格調査後に契約を締結した案件等、発注者が現場代理人を兼務させることが適当でないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 請負額が税込4,500万円未満（建築一式工事の場合は税込9,000万円未満）であること。
- (2) 工事場所は北上市内であること。（岩手県等他の公共工事発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能とする）

2 現場代理人の兼務に係る手続

- (1) 受注者は、現場代理人の兼務をさせようとするときは、「現場代理人の兼務届（様式第1号）」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、現場代理人の兼務届の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 兼務中の留意事項

兼務を承認された現場代理人は、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 施行期日

この取扱いは、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。ただし、適用日前に広告等、契約又は入札等を終えた工事のうち、発注者がこの取扱いを適用することに支障がないと認めた工事についても適用することができる。